

# 補助対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。【必ずご確認ください】

- (1) 中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者（※<sup>1</sup>）であり、設備等を設置する拠点（本社、支社、工場、研究（部門）所、事業所、店舗等）が横浜市内にあること。ただし、次に該当する場合を除く。
  - ア みなし大企業（※<sup>2</sup>）
  - イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等
- (2) 交付申請兼実績報告書の提出時点において創業していること。
- (3) 横浜市税（法人の場合は法人市民税。個人事業主の場合は個人市民税。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であり、市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (4) 事業を営むにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (5) 横浜市暴力団排除条例に基づき、暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (6) 申請年度において、本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

## ※<sup>1</sup> 中小企業者

下記の表の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす法人又は個人事業主を指す。（中小企業基本法及び中小企業信用保険法による）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
⑤ 医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人）	—	300人以下
⑥ 協同組合等、特定非営利活動法人	※ 詳しくは、募集案内の16ページをご覧ください	

\* ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は資本金3億円以下または従業員数900人以下

\* 旅館業は、資本金5,000万円以下または従業員数200人以下

\* ソフトウェア業又は情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員数300人以下

以下の法人等は、補助対象外となります。

- ① 「医業以外」を主たる事業とする、医療法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- ② 学校法人、③ 農事組合法人、④ 募集案内16ページに記載されていない組合

## ※<sup>2</sup> みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者